

配偶者控除が変わります

平成29年度の税制改正により、平成30年分の所得税から配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されました。

《 配偶者控除 》

配偶者控除の控除額が改正されたほか、給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。（改正前：給与所得者の合計所得金額の制限なし）

配偶者控除額は、給与所得者の合計所得金額に応じて次のとおりとされます。

合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

《 配偶者特別控除 》

配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金が38万円超 123万円以下とされました（改正前：38万円超 76万円未満）

配偶者特別控除額は、配偶者の合計所得金額及び給与所得者の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとされます。なお、改正前と同様に給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は配偶者特別控除の適用はありません。

配偶者の合計所得金額	給与所得者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円